「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第五条の三に基づく掲示

当院は、厚生労働省に対して、

「入院時食事療養(I)」の

届け出を行っております。

■管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は6時以降)、 適温で提供しております。

【ご参考】入院時食事療養費(10割負担の場合の価格)

| 入院時食事療養費(I)/1食につき | | | |
|---------------------------|------|--|--|
| (1) (2)以外の場合 | 670円 | | |
| (2) 流動食のみを提供する場合 | 605円 | | |
| ※特別食を提供したときは、1食につき76円を加算。 | | | |

実際には、患者さんの所得に応じた負担額が設定され、お支払いいただく金額は異なります。

| 一般の方 | 指定難病の方 | 住民税非課税世帯の方 | 住民税非課税 世帯の方で、 過去1年間の 入院日数が90 日を超えてい る場合 | 住民税非課税 世帯に属し、か つ所得が一定 基準に満たな い70歳以上の 高齢受給者 |
|-------|--------|------------|--|---|
| 1食につき | 1食につき | 1食につき | 1食につき | 1食につき |
| 490円 | 280円 | 230円 | 180円 | 110円 |